

3.4 米国生まれのバーチカル式ファイリングと、欧州（旧世界）由来のレジストリ・システム

文書のファイリングが、19世紀後半からの米国にあって大規模な組織体の意思決定と適切な行動にとって必須のものとなった生々しい情報（以下「活性情報」という）を管理することと同義となる中で、特定の部署の専門的職員による集中管理と専門的な少数の職員による文書のファイリングと索引簿の編成、編成した索引簿による専門職員の手で行う検索、検索した該当文書の必要部署への配送・・・という欧州・旧世界由来のファイリングプロセスは、到底米国において求められるものに対応することができなくなってゆきます。

しかし他方で、米国において駆逐されたと言って良いレジストリ・システムは、同時代の日本や西欧にあっては主流の座に座り続け、また少なくとも日本においては、明治期から現代に到るまでの長期間にわたって承継されています。

この節では、レジストリ・システムが米国ではなぜ適合せず、日本をはじめとする旧世界では逆に継承されるといった分岐がどこに在ったのかを考えてみたいと思います。

この点を考えることは、バーチカル式ファイリングシステム、レジストリ・システムを問わず、文書管理と、組織体における意思決定について深く理解することにつながるはずで

3.4.1 レジストリ・システムが必要とされた世界とその特性・・・新旧世界の大きな差異

そもそも、レジストリ・システムは、欧州における長い文書管理の歴史の中で磨かれた文書管理の仕組みです。

旧世界特有の高級で精緻な工芸品に擬されるような、長年にわたって積み上げた知識と経験を持つ個人と管理組織があって成り立つ仕組みだったと言って良いでしょう。

また管理者以外の組織内で文書を実際に利用する人たちについても、文書管理の前提となる組織内での意思疎通・コミュニケーションの質あるいは方法の面で、米国とは大きな相違がありました。

「中世を経た国と経ていない国の違い」などと言われることがありますが、確かにいろいろな面で、良くも悪くもこの違いは無視できません。

細かく言えば西欧、中華、日本における歴史時代を区分する定義の相違は有ったにしても、日本もまた古代から中世、近世を順に経て近代に到った国家、国民であり、社会や個別組織内のコミュニケーションに関しては、米国のそれとは異質であり、欧州とほぼ同質であると言って良いでしょう。

旧世界での先進国（日本は少し遅れてきた先進国）とされた各国では、多くの場合、単一人種とは言わないまでも単一の文化と言語を共有する国民が多数派を占めています。

欧州でも日本でも異質な文化や習俗を持つ人々を国の中に抱えていましたが、総人口に対する比率はわずかであり、国家的レベルでの産業への労働力の供給という面への影響を与えることはなく、仮にあったとしても米国における状態とは次元が違います。

米国とのこの差異は、欧州の企業や官公庁等の組織においては、「暗黙知」^{註3.4_01}を含む「コンテクスト」^{註3.4_02}が組織内に溢れているのに対して、米国では組織としてそれらを微量しか持たないということと顕れます。

要するに、旧世界の国の組織内では、相互の意思の疎通のために言葉や文書に明示しなければならない範囲が、米国社会におけるより遥かに狭くて済んでしまうということです。

このことは組織の中での意思決定のプロセスに大きな差異を生み、またこの差異は当然ながら文書管理の方法にまで及ぶこととなります。

欧州や日本の組織における意思決定のプロセスは、悪く言えば閉鎖的、属人的あると言えますが、有能な組織人が一定の比率で存在する限り、むしろ意思決定の迅速性の面や、質の面でも高く、当事者たちに言わせれば、むしろ米国的な開かれた、誰でも参加できる標準化されたプロセスは迂遠で時間が掛かり非効率だと言うでしょう。

欧州ではその後、コンピュータシステムが威力を発揮する時代になるまでの間、この仕組みによる文書管理は残り続けたと筆者は考えていますし、また日本においては明治期に、日本独自の改変は行われたものの基本的にはレジストリ・ファイリングの系譜を引くファイリングシステムが受容され、一定の改良や修正を施しながらその後現代に到るまで、1世紀半の長きにわたって運用されてきていることが、この仕組みが、欧州や日本という旧世界の組織において

は、一定以上の有益性を発揮し続けていたことを証明していると言えます。

もともと欧州、旧世界には、米国のこの時期のような高度で高速な活性文書の情報処理が必要とされる状況は存在しなかったか、あったとしても民間企業の一部での需要に過ぎなかったことが原因の一つとしては有るでしょうが、その裏では前に述べた米国と、日本を含む旧世界とでは組織の意思決定に到るコミュニケーションの質の大きな相違が底流にあったのです。

前章で既に明らかにしていますが、日本では官公庁の中で米国に準じ情報処理の高速化の観点でのシステム化を求めたのは、大正末、昭和初期までには準一等国の仲間入りを果たし、世界各国からの情報収集や発信を担っていた外務省だけでした。

しかし、この時期に外務省が試みたバーチカル式ファイリングの導入による情報処理レベルの向上の試みは短期間で失敗に終わってしまいましたが、このことは、日本のその後のファイリングシステムの歴史を考えると、本当に残念なことでした。

前述したような意思決定方法の差異はあっても、前章 2.3.3 (4) ③で述べたように、文書のライフサイクルの中での活性文書である期間に限定した運用を行うことができさえいれば、あるいはシステム崩壊の原因を正しく総括できていけば、太平洋戦争後に生じたバーチカル式ファイリングシステム導入における多くの失敗を防止することとなり、時宜に適った賞賛すべき試みであったと歴史的に評価されることになったでしょう。

官公庁に対して日本の民間についてですが、財閥系や新興の商社、世界を市場とする生産を担う会社組織においては、米国と同様の情報処理のレベルが求められていたと考えられ、米国式の情報処理としての文書管理に対し積極的だったであろうと推測されますが、民間での文書管理は本論の対象外であるため、ここではこれ以上は触れません。

註 3.4_01 「暗黙知」:「簡単に説明できないが、理解して使っている知識が存在する。誰かの顔を見分けるといふことは、その人の写真を見せてもらえば覚えることができるが、諸々の特徴をいかにして結び付けているのかについては説明しにくく、これが暗黙知である。」

(出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』(2020.6.22) <https://ja.wikipedia.org/wiki/暗黙知>)

註 3.4_02 「コンテキスト (英: Context)」: コンテキスト又はコンテキストの日本語訳は、「一般的に文脈(ぶんみやく)と訳されることが多い。「脈絡」、「状況」、「前後関係」、「背景」などとも訳される。」上記の文章内のコンテキストは言語学的な用語として使用している。すなわち「メッセージ(例えば 1 つの文)の意味、メッセージとメッセージの関係、言語が発せられた場所や時代の社会環境、言語伝達に関連するあらゆる知覚を意味し、コミュニケーションの場で使用される言葉や表現を定義付ける背景や状況そのものを指す。例えば日本語で会話をする 2 者が「ママ」について話をしている時に、その 2 者の立場、関係性、前後の会話によって「ママ」の意味は異なる。2 人が兄弟なのであれば自分達の母親についての話であろうし、クラブホステス同士の会話であれば店の女主人のことを指すであろう。このように相対的に定義が異なる言葉の場合は、コミュニケーションをとる 2 者の間でその関係性、背景や状況に対する認識が共有・同意されていなければ会話が成立しない。このような、コミュニケーションを成立させる共有情報をコンテキストという。」(出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』(2020.6.22) <https://ja.wikipedia.org/wiki/コンテキスト>) (コンテキストは、2.1.5 本文と注記でも説明しています。)

3.4.2 アーカイブズ管理を主たる対象としたレジストリ・システム

米国に特殊に存在した条件が存在しないか有っても外務省等の一部官公庁と国際的商社、金融、保険等の一部の大規模会社組織などに限られる欧州各国や日本で求められる文書管理は、高速の情報処理の側面よりも、確実に後世に記録として残すと言う、いわゆるアーカイブズの側面の方がより重要であったと考えられます。

日本における同時代の官公庁でのファイリングシステムに求められたものも、欧州同様にアーカイブズ管理に近いものでした。この仕組みは現代まで承継されていることはこれまでの論考の中で既に触れました。

アーカイブズ管理に関しては、当然ですが、ここまで述べている米国がこの時代に求めた活性文書の情報処理手段としてのファイリングシステムと同列に論ずるべきではないのは言うまでもありません。むしろ初期のバーチカル式ファイリングでは活性文書が役割を果たした後、少なくとも民間企業においては、ひたすら廃棄を行う対応しかしていなかった可能性が高かったと考えられます。

このことは後にバーチカル式ファイリングシステムが、米国内の公文書管理の現場に取り入れられる段階で問題となったはずで、レコードマネジメントシステムの登場も、この問題の解消を図るシステムとしての役割を担うことになったものとの推定も可能と考えています。

3.4.3 果たして、レジストリ・システムはガイドサイン型検索より検索速度が劣っていたのか？

レジストリ・システムを採用している組織では、もし、組織の意思決定に際して迅速な情報の引き出しを求められる機会があったとすれば、担当する管理者個人が高い理解能力と記憶量、知識の広汎さを持っている場合、むしろ米国式のガイドサイン型検索の場合より正確かつ迅速であるケースも有り得たのではないかと思います。

かつて日本の官公庁においては“〇〇の神様”とか呼ばれる古参職員が各セクションに1人くらいは居て、一般の職員では探し出すことが困難な文書も、たちどころに探し出したり、「あそこにあるよ」と的確なアドバイスをしてくれたり・・・といったことが良くありましたが、この日本の例のようなことはレジストリ・システムに類するファイリングシステムでは、当時の米国でも、欧州においても起こっていたことと思われまして、これを“一種の長所”のように感じる向きもあったでしょう。

このことはレジストリ・システムが良い方に振れるケースですが、一方で“〇〇の神様”は常に居るわけではなく、神様不在の場合には、必要文書の探し出しに膨大な時間がかかってしまう、“悪く振れてしまう”欠点も多く見られたことも間違いありません。

もう1点、このシステムによる検索の迅速性を阻害した集中管理に関してですが、少なくとも日本においてはこの弊害に早くから気づき、導入当初は集中管理方式を採用したものの、短時間でそれを改変し、各部局・課ごとの分散管理方式を採用し、また活性期を経た文書に関しては集中管理方式を採用するという併用式に切り替える組織が多かったことは、明治期に最初に適用された文書管理規程（文書保存規程）の概要条項が、その後長く承継され現在多くの官公庁で現役である文書管理規程の条項に変化していったことを見れば明らかです。

少なくとも日本の官公庁においては、活性文書と、役割を終えた後のアーカイブズの管理を仕分けし、簿冊の形態をとりつつも、活性的である期間中の文書は職員の目の前のデスクの上や引き出し中にしまい込むと言った方法で、組織における意思決定の迅速さの要求には最低限対応ができていたと言って良いと筆者は考えます。

欧州各国等レジストリ・システムを継続使用した国でも、確たる証拠は有りませんが、日本と同様であったでしょう。

3.4.4 単純な検索速度の優劣ではなく標準化を受容できなかった事が米国での排除の原因

上記3.4.3で書いたことが事実であれば、レジストリ・システムが米国において排除されることになった本質的な理由は、必ずしも活性文書の検索における迅速性とは言えないことになります。

このシステムの本質的な問題点は、活性文書を対象とする際の高速度の情報処理を実現する場合の不安定さであり、それはこのシステムが属人的管理に陥りやすい性格を持つということです。時にはむしろガイドサイン型検索によるよりも迅速に情報処理を行うことができますが、逆のケースもままあると言う不安定さは、このシステムが、育成に長い年数をかけなければならない優秀で少数の専門家を常に必要としているという意味で明らかに属人的であり、この属人的管理のプロセスにあっては、簡単で短時間の教育とマニュアル化に困って誰でもが、必要とされる一定水準での安定した情報処理が可能となるという標準化は、そもそも受け容れることができないものだったのです。レジストリ・システムがこの時代の米国に受け容れられず、これに代わる新たなシステムを産み出すこととなった本質的な理由は、以上述べた「標準化」に適合できず、「誰もが一定水準で参加可能な仕組み」とすることができなかった点にあるのです。

パーティカル式ファイリングの最大の利点を簿冊式ファイリングシステムに比べて検索等の処理の迅速性にあると、同システムファンと言うか、論者と言うか・・・その種の人たちの間で主張されることが多いのですが、これは明らかな誤りであることは上に述べた通りです。このような思い込みは、結果として、パーティカル式ファイリングの本質的な長所を見失う結果となりますし、同時にパーティカル式ファイリングシステムが持つ弱点をカバーする必要性や、カバーする方法を考えること自体を阻害することに繋がります。